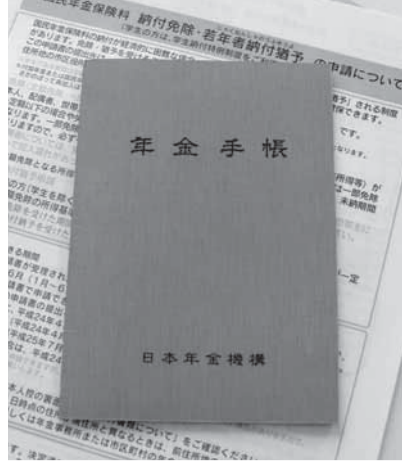


国民年金

保険料納付が困難なときは

国民年金課 ☎(50)12228



れない場合がありますので、早めに手続きをしてください。なお、住民税の所得審査を行うため、所得の申告などをしておく必要があります。失業などを理由とするときは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など（コピー可）が必要です。

納付猶予制度とは

■若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

20歳以上の学生で前年の所得が118万円以下（めやす）の場合に保険料の納付が猶予されます。在籍期間の確認できる学生証（コピー）の場合は（両面）または在学証明書が要です。

保険料免除制度とは

■免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が全額免除、または一部免除（一部納付）されます。

◆全額免除制度

保険料の全額が免除されます。

◆一部免除（一部納付）制度

一部免除（一部納付）制度

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出が必要です

国民年金課 ☎(50)1242



前年中に給与・賃金など（専従者給与やパート、アルバイト代も含む）を支払った法人や事業主は、受給者が居住している市区町村に給与支払報告書を提出する義務があります。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出をしてください。

■提出義務者

給与・賃金などを支払った人（個人・法人）

■提出先

平成27年1月1日現在（退職した人は退職時）、受給者が居住している市区町村

■提出期限

平成27年2月2日（月）

※早めの提出に協力をお願いします

免除された期間は追納制度

■追納制度

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けている期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受ける老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であればあとから保険料を納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

国民年金 免除・納付猶予・学生納付特例と未納の違い

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受け取る老齢基礎年金は		障害基礎年金や遺族年金を受けるときは	後から保険料を納めることは（追納制度）
		平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以降の免除期間		
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	年金額に2分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	10年以内なら納めることができます (3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算額がつきます)
4分の1納付 (4分の3免除)	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	年金額に2分の1が反映されます	年金額に8分の5が反映されます	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	
半額納付 (半額免除)	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	年金額に3分の2が反映されます	年金額に4分の3が反映されます	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	
4分の3納付 (4分の1免除)	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	年金額に6分の5が反映されます	年金額に8分の7が反映されます	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	
若年者納付猶予 学生納付特例	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません		保険料を納めたときと同じ扱いになります	2年を過ぎると納めることができません（※）
未納	受給資格期間に入りません			年金を受けられない場合もあります	

※平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分までの未納保険料を納めることができます（後納制度）

電子証明書で e・Tax を利用しよう

電子証明書を取得しよう

インターネット上の通信では、他人に名前が使われて申請（なりすまし）されたり、内容が改ざんされたりする危険があります。住基カードには、これらを解決するための電子証明書を組み込むことができます。電子証明書を使用する場合には、市民課で住基カードを入手してから申請してください。支所では取り扱うことができません。別に電子証明書を読み取るためのICカードリーダーも必要になります。

電子証明書の有効期間は3年です。平成24年3月までに電子証明書を取得した人で、引き続き電子証明書を使用するには、平成27年3月末までに更新手続きを行ってください。更新は有効期間満了の3カ月前からできます。

e・Taxの利用案内

電子証明書を取得して、e・Taxを利用すると、自宅やオフィス、税理士事務所などから所得税・消費税・贈与税・法人税などの申告、法定調書の提出、お

電子証明書・住基カード 市民課 ☎(50)1210
e・Tax 佐原税務署 ☎(54)1331

よび納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出ができます。また、e・Taxによる所得税の確定申告では、医療費の領収書などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出などを省略することができます。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

手数料

◆電子証明書 500円
◆住基カード 500円

住基カードとは

市や金融機関の窓口などで、写真付きの本人確認書類の提示を求められたときなどに、写真付き住基カードは、本人確認書類として使うことができます。取得するには、写真付き証明書を保持していない人は、申請を受け付けた後で郵送による本人照会を行います。照会書が届いたら照会書と、その他に健康保険証、年金手帳などを2点以上、再度窓口まで持参ください。